

資料 次第

2024年11月23日

介護保障を考える弁護士と障害者の会全国ネット 12周年シンポ

敬称略

*なお東京新聞・埼玉新聞・上毛新聞・秋田魁新報の利用について全て著作権許可を得ております

0-1 資料 次第

0-2 チラシ

[第1部]

- 1 佐々木 淳 スライド
- 2 藤岡 毅 スライド
- 3 採澤友香 スライド
- 4 下山 順 スライド

[第2部]

- 5-1 介護保障ネット 活動報告 長岡健太郎
- 5-2 介護保障ネット 受任事件一覧

各地からの事例報告

- 6 小平事例報告 金子祥子 資料
- 7 秋田事例報告 虻川高範 資料
秋田魁新報 新聞記事① 2024年8/20
同 新聞記事② 2024年9/12

その他

- 8 支援を得てわたしらしく生きる！ 販売チラシ
- 9 カンパのご案内
- 10 字幕案内案内

介護保障判例最前線から見える世界

●2024年11月23日 13:30~17:00

視聴者登録を開始しました
右のQRコードを読み込むか→
下記↓のURLをクリックして事前登録して下さい



https://us02web.zoom.us/webinar/register/WN_Hp-Nh-GCQDy2TXsskCsKqA

▶文字通訳あり



コメンテーター：医師佐々木淳
日本の在宅医療を牽引するパイオニア
(医療法人社団悠翔会理事長)

13:30～ パネルディスカッション
15:30 障害者・難病者が在宅生活を送るために必要なことは何か。

松戸市ALS 24時間介護保障訴訟

千葉地裁2023年10月31日判決

弁護士 藤岡毅
(当会共同代表)



これって時間稼ぎですか？ 吉川市職員暴言 & 24時間介護保障 訴訟判決の意義

さいたま地裁2024年5月8日判決

弁護士 採澤友香
(当会運営委員)



ヘイトスピーチとの闘いと 難病者の介護保障の権利

前橋地裁2023年12月8日判決
同2024年1月24日判決ほか

弁護士 下山順
(当会会員)



15:30～ 介護保障ネットの12年 活動報告 当会スタッフ 弁護士 長岡健太郎
17:00 重度訪問介護24時間実現等の全国各地の事例報告 各地弁護団

■上記のzoomのウェビナーURLと文字通訳については当会HPに掲載 <http://kaigohosho.info>

主催：介護保障を考える弁護士と障害者の会全国ネット「介護保障ネット」は、重度障害者が在宅でヘルパーの1日24時間等の介護を受けながら生活する権利＝「介護保障」の実現をめざして活動をしている団体です。

後援

日本障害フォーラム
社会福祉法人日本身体障害者団体連合会
全国手をつなぐ育成会連合会
一般社団法人ゼンコロ
公益財団法人日本障害者リハビリテーション協会

特定非営利活動法人DPI日本会議
特定非営利活動法人日本障害者協議会
公益社団法人日本社会福祉士会
きょうせん
障害のある人と援助者でつくる日本グループホーム学会

NPO法人障害児・者人権ネットワーク
公益社団法人全国脊髄損傷者連合会
公益財団法人日本知的障害者福祉協会
医療法人社団悠翔会
一般社団法人日本ALS協会

介護保障判例最前線から見える世界
障害者・難病者が在宅生活を送るために必要なことは何か

一 在宅医療と 介護体制の重要性



佐々木 淳

Jun Sasaki M.D.

医療法人社団悠翔会 理事長・診療部長
Director/Chairman, Yushoukai Medical Corp

内閣府 規制改革推進会議 専門委員（健康・医療・介護WG）
Expert Member, Regulatory Reform Promotion Council, Cabinet Office

発表者のCOI開示

発表者氏名：佐々木 淳

演題発表に関連し、開示すべきCOI関係にある企業等はありません。

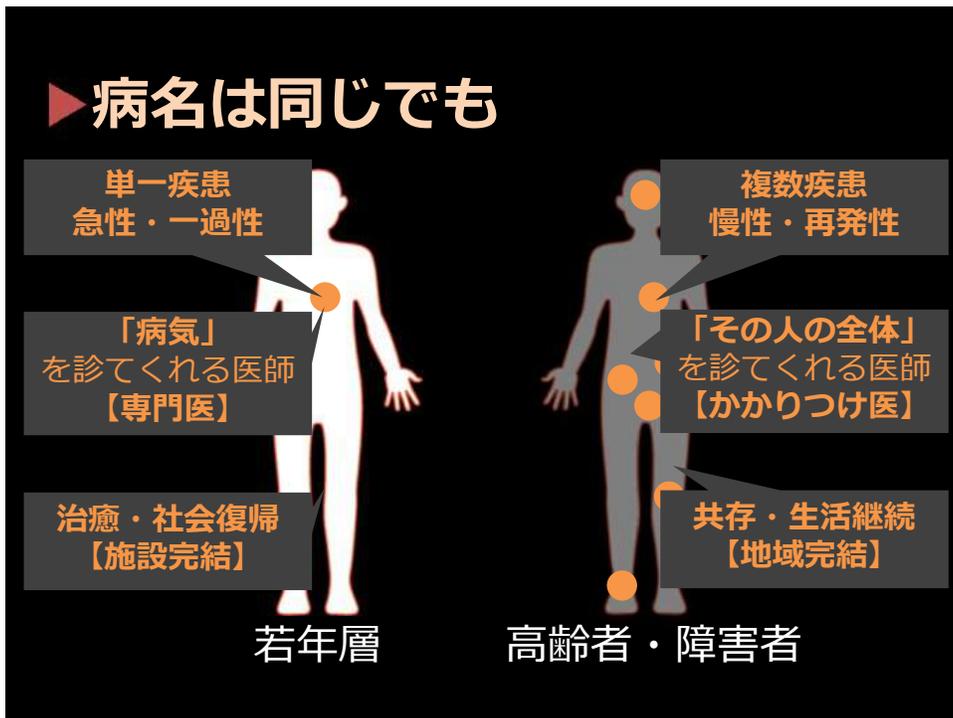


医療法人社団 悠翔会
YUSHOUKAI MEDICAL CORPORATION

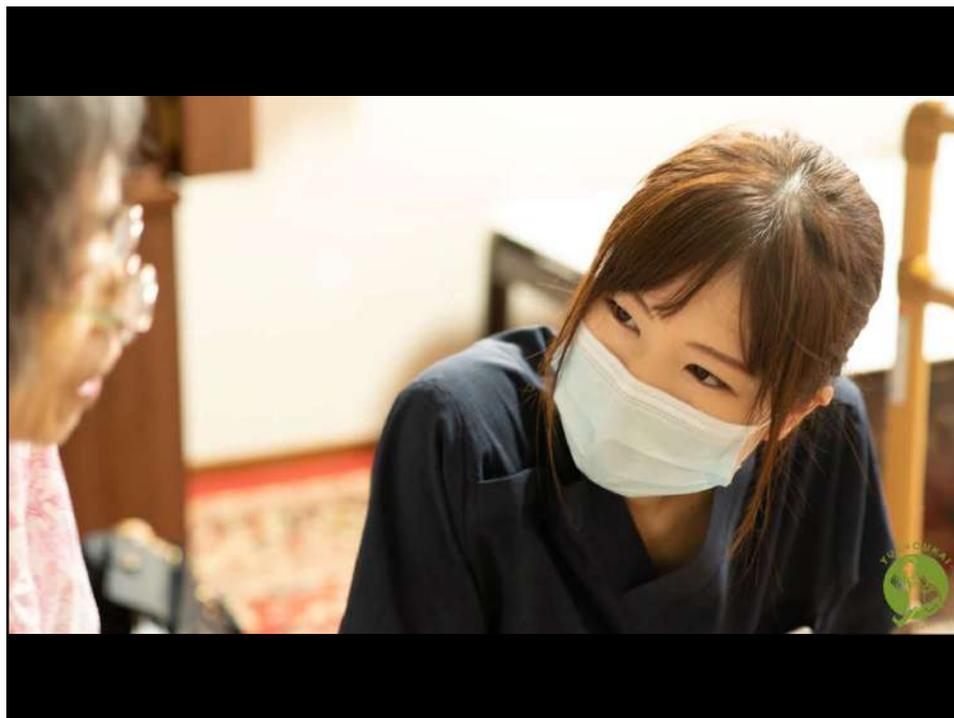
- 2006年創設
- 首都圏20拠点 + その他4拠点
- 医師数168名 (常勤医師64名)
- 在宅患者数 9,129人

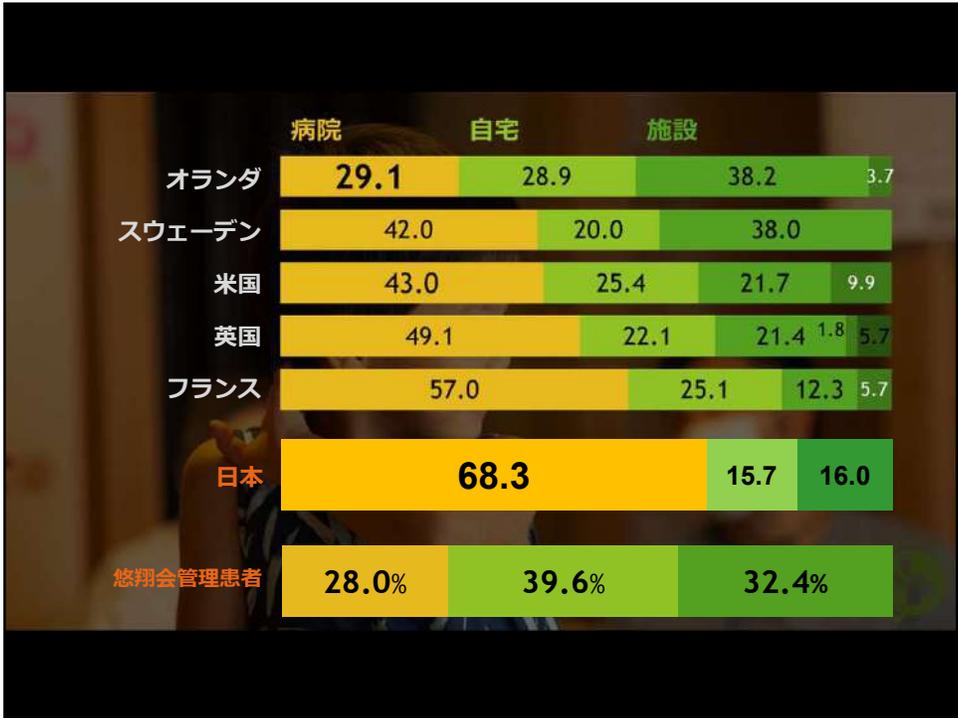
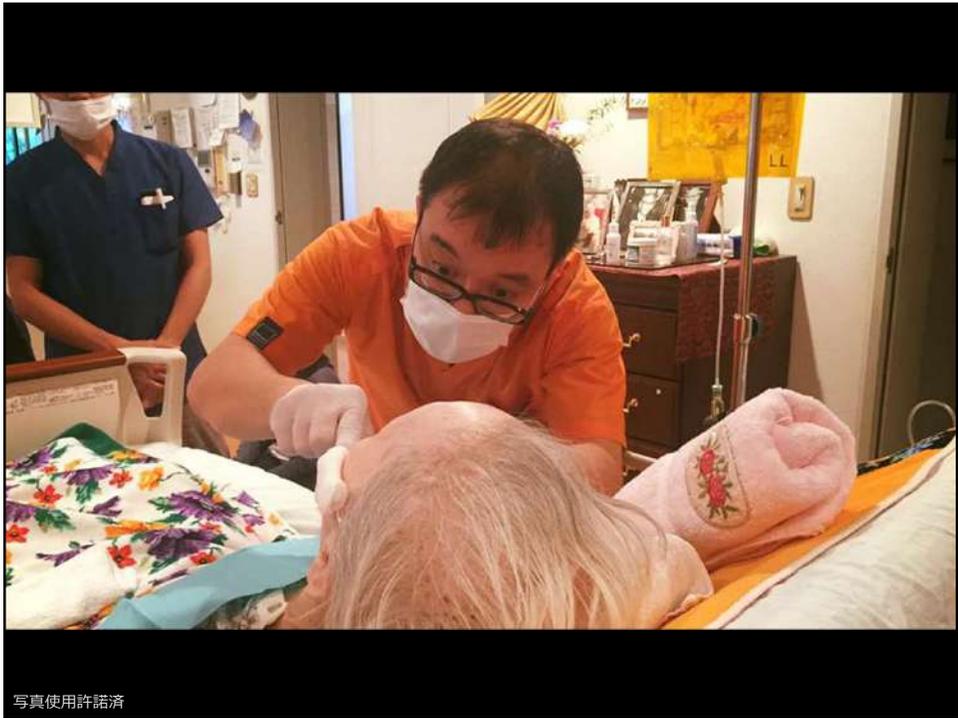
- 年間総診療件数 141,553 件
 - ・ 訪問診療 106,756 件
 - ・ 緊急対応 34,797 件
 - ・ うち往診 10,899 件
 - ・ 平均往診所要時間 41.1 分
- 年間死亡者数 3,024 人
 - ・ うち在宅死 2,147 人
 - ・ 在宅看取り率 71.0 %



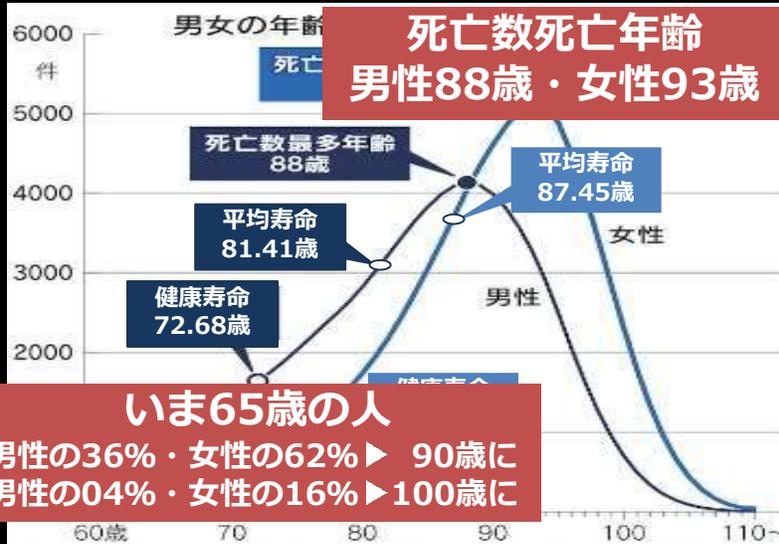




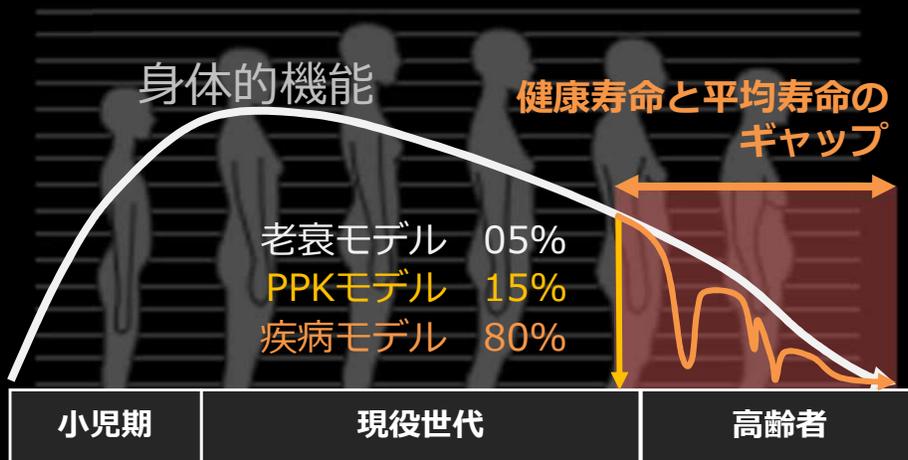




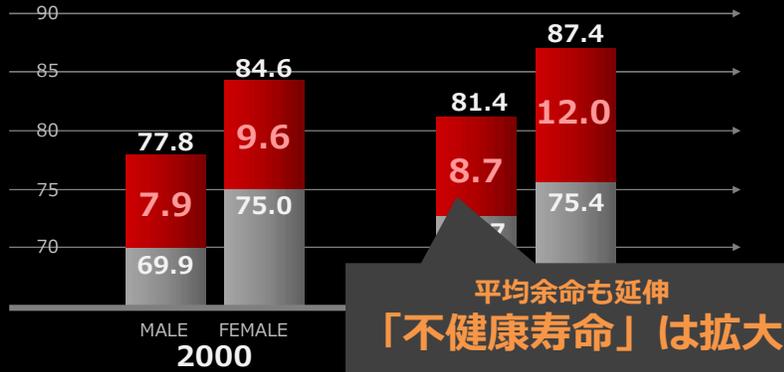
▶ あなたは何歳まで生きる？



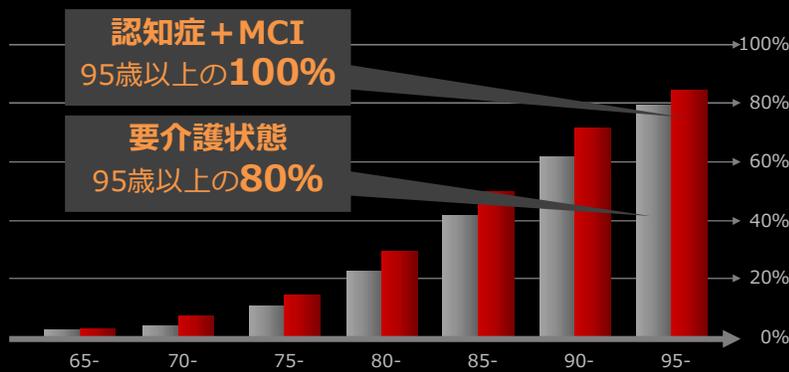
▶ 人間はだれもが歳をとる。



▶ 健康寿命は延伸できる。だけど

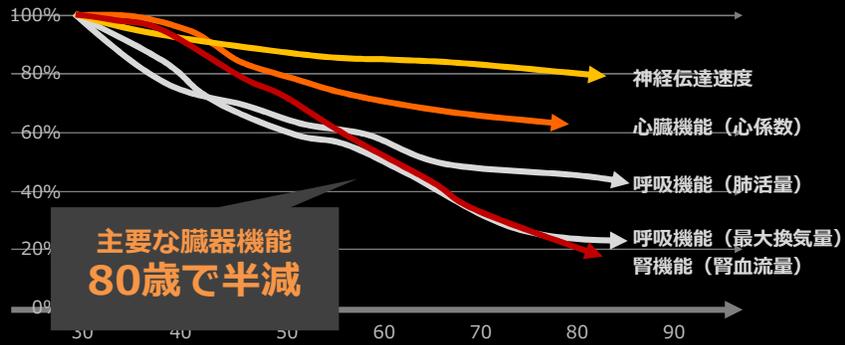


▶ 老化は「予防」できない



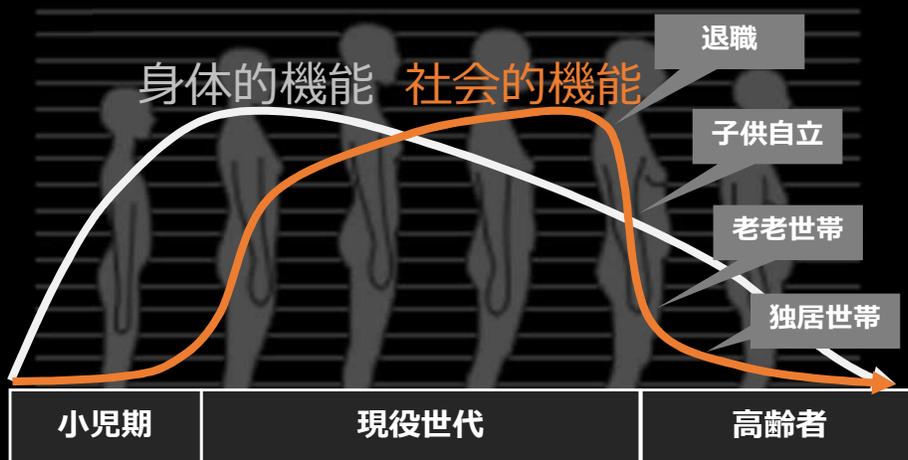
寝たきりも認知症も人生の一部

▶ 老化は「治療」できない

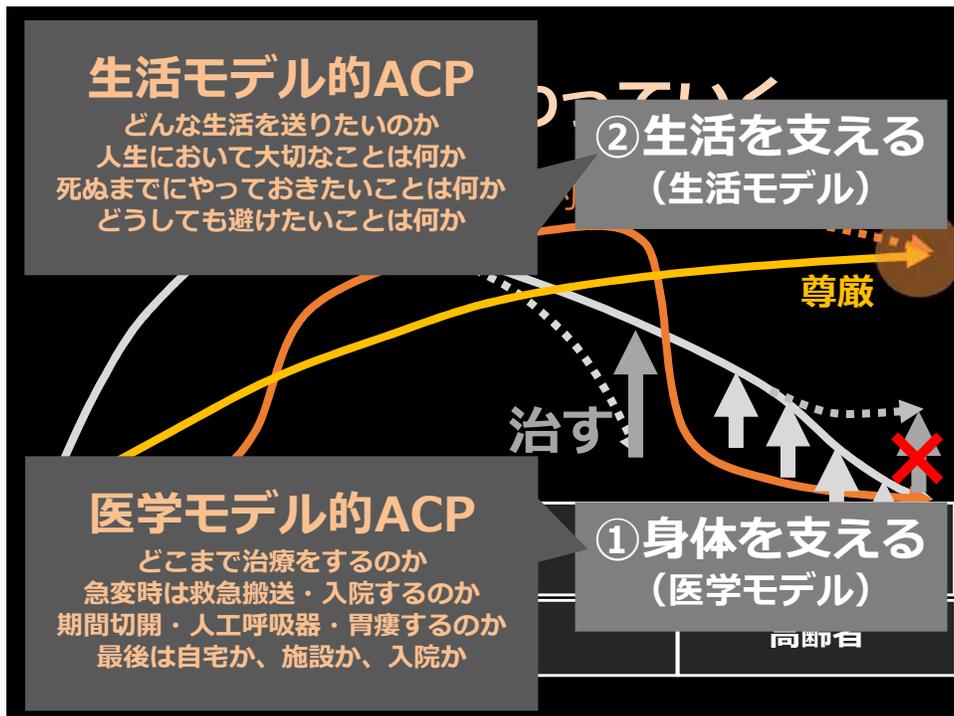
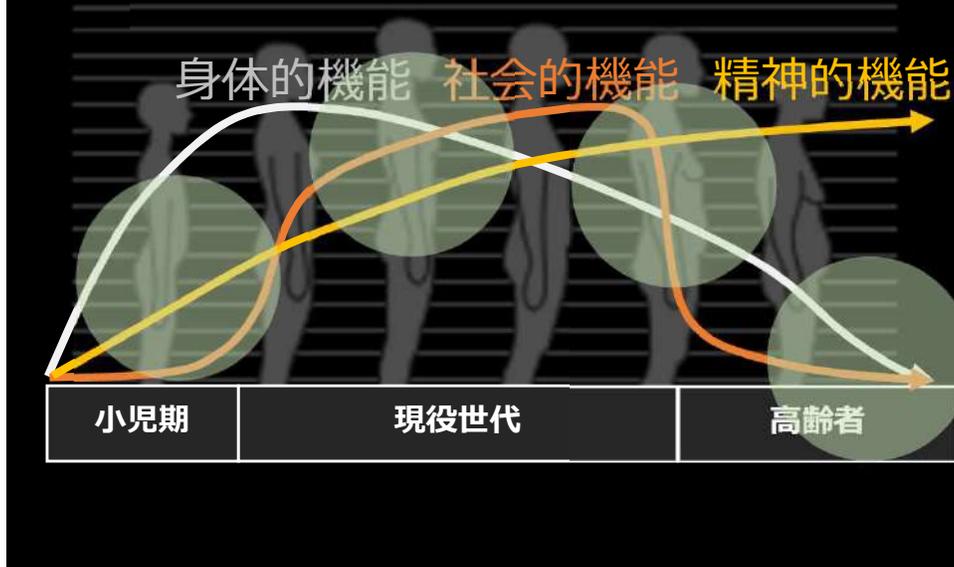


どこまでが病気？ どこからが老化？

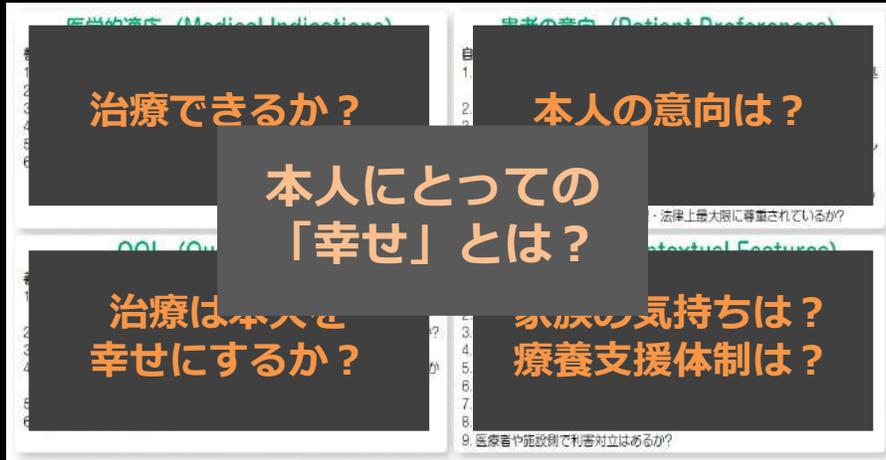
▶ 老化するのは身体だけ？



▶ 歳を重ねるとということ

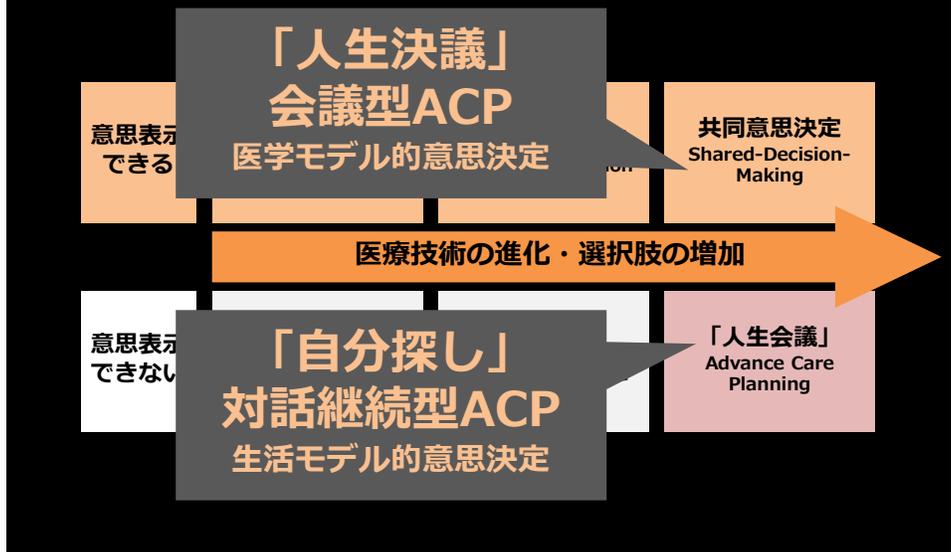


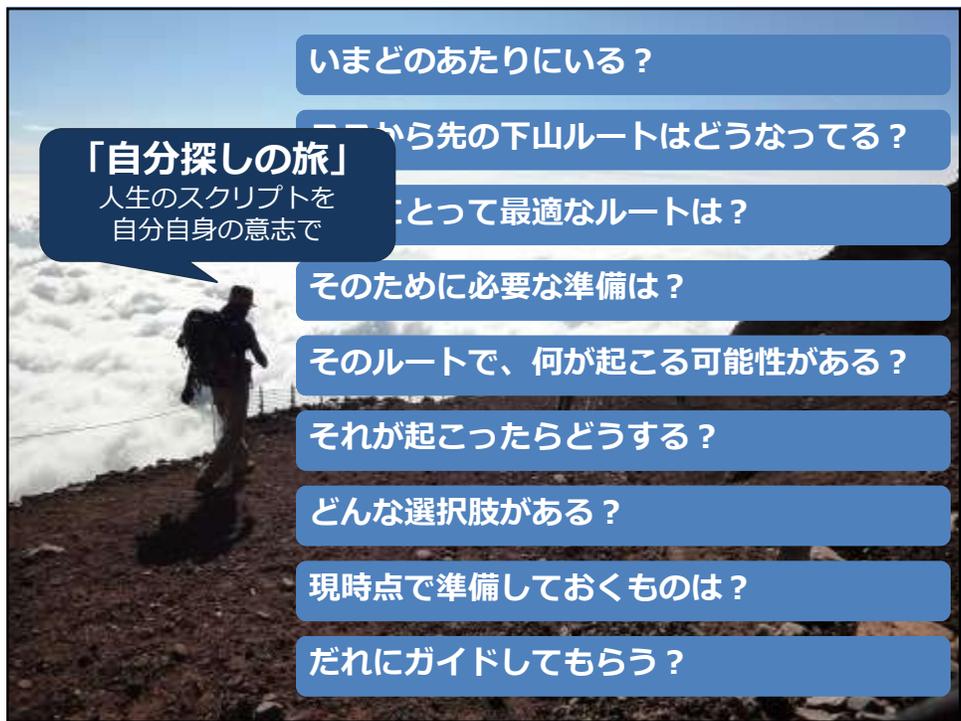
▶ 治せる病気を治さなくていいの？



Jonsenの臨床倫理検討シート (4分割表)

▶ 意思決定支援のありかたの変化





松戸市ALS24時間介護保障訴訟

～家族の介護時間をゼロとした判例の意義～

介護保障を考える弁護士と障害者の会全国ネット
12周年オンラインシンポ

2024年11月23日

共同代表弁護士 藤岡 毅

1

戦後の日本の障害者福祉法の流れ（要旨）

1950年度（昭和25年度）～2002年度（平成14年度）	身体障害者福祉法	措置	53年間
2003年度～ 措置から契約へ			
2003年度（平成15年度）～2005年度（平成17年度）	身体障害者福祉法	支援費	3年間
2006年度（平成18年度）～2012年度（平成24年度）	平成17年法律第123号	障害者自立支援法	7年間
2013年度（平成25年度）～2024年度（令和6年度）	平成17年法律第123号	障害者総合支援法	12年間

2

長岡健太郎弁護士担当事件

和歌山ALS訴訟

2011年9月26日仮の義務付け決定
「判例タイムズ」1372号92頁
「賃金と社会保障」1552号21頁

高齢のALS者（同居者あり）の事案で
自治体に1日20時間以上の介護を仮に義務付け

但し、2011年11月21日大阪高裁は
「緊急性が認められない」として、原決
定を取り消した！？

3

和歌山ALS訴訟の決着

和歌山地裁は【本案訴訟】において
1日21時間以上を義務付ける判決を
下し確定。

事実上の再逆転勝訴判決といえる

2012年4月25日和歌山地裁本案判決
判例タイムズ1386号184頁・
「賃金と社会保障」1567・1568合併号68頁

4

【ALS】

重篤な筋肉の萎縮と筋力低下をきたす運動神経系の変性疾患。未だ発症原因が不明の進行性の難病

従来医学もALSを「3年程度で亡くなる原因不明の終末期患者」という見方をしてきた。

しかし近年は在宅支援の福祉制度も整備され、人工呼吸器さえ装着すれば、30年以上様々な社会参加を行いながら在宅での生活を行うALS患者の姿が当たり前となりつつある。

症状は、足の力や手の力が徐々に弱くなり、食物を飲み込みにくくなる、しゃべりにくくなる。

体全体の筋肉の力は多くは2～4年くらいで弱くなるため、息苦しさをを感じるようになる。

症状が進行すると、呼吸困難となり、人工呼吸器を装着しないと生命の維持が困難となる。

自力では動けないものの、知覚や感覚は障害されずALS発症前と知覚・感覚に変化はない。

5

人工呼吸器を装着すると痰の吸引等の医療的ケアを含む1日24時間介護が不可欠となるため、介護が大変になる同居家族に気兼ねして、人工呼吸器装着を選択出来ずに亡くなっていく患者が多い現実がある。

ALS支援に関わる関係者の感覚では、人工呼吸器装着を選ぶ人は10人中3人程度と言われる

(※「筋萎縮性側索硬化症患者の心理人工呼吸器装着の意思決定」森朋子・湯浅龍彦・一般社団法人 国立医療学会発行「医療」2006年60巻10号 p637～643)。

つまりALSを発症した人の7割程度は自死を選んでいる現状がある。

6

自死を選ぶ要因に、職業ヘルパーによる1日24時間の公的在宅介護により暮らす権利があることを本人や家族が知らない、知らされないこと、そのような権利の実現を様々な口実をつけて認めようとしない行政の姿勢、実際にそれらの介護を担う事業所や人材が見つからない実情、そうさせている国の設定する貧困な介護報酬政策などが考えられる。

7

障害者総合支援法 施策利用者の人数

障害福祉利用者人数(見除く)	
	令和5年10月
居宅介護	205,064
重度訪問介護	12,943
同行支援	27,026
行動支援	14,810
重度障害者等包括支援	46
短期入所	58,617
療養介護	21,096
生活介護	303,628
施設入所支援	123,786
自立生活援助	1,251
共同生活援助(介護サービス包括型)	152,550
共同生活援助(外部サービス利用型)	14,829
共同生活援助(日中サービス支援型)	13,951
自立訓練(機能訓練)	2,275
自立訓練(生活訓練)	14,619
宿泊型自立訓練	2,881
就労移行支援	36,949
就労移行支援(養成施設)	74
就労継続支援A型	87,764
就労継続支援B型	344,709
就労定着支援	16,341
計(障害福祉サービス)	1,455,209

8

【重度訪問介護】とは

「重度の肢体不自由者その他の障害者であって常時介護を要するものとして主務省令で定めるものにつき、居宅又はこれに相当する場所として主務省令で定める場所における入浴、排せつ又は食事の介護その他の主務省令で定める便宜及び外出時における移動中の介護を総合的に供与すること★1」

「日常生活全般に常時の支援を要する重度の肢体不自由者等に対して、**身体介護、家事援助、日常生活に生じる様々な介護の事態に対応するための見守り等の支援及び外出介護などが、比較的長時間にわたり、総合的かつ断続的に提供されるような支援をいうものであり、その報酬単価については、重度訪問介護従業者の1日当たりの費用（人件費及び事業所に係る経費）を勘案し8時間を区切りとする単価設定としている★2」**

「**重度訪問介護は、介護保険の訪問介護と違い、見守り等を含む比較的長時間にわたる支援を想定しているものであることから、利用者一人ひとりの障害の状態、その他の心身の状況及び利用意向等を踏まえて適切な運用及び支給量の設定を行うこと。略**

また、深夜帯に利用者が就寝している時間帯の体位交換、排泄介助、寝具のかけ直しや見守りなどの支援にかかる時間についても、医療的ケアの有無だけでなく、利用者一人ひとりの事情を踏まえて適切な支給決定を行うこと。★3」

要は、重度障害者がヘルパーを利用して常時の介護・支援を受けて在宅生活を送るための重要な制度。

★1 障害者総合支援法5条3項

★2 厚生省障害福祉課長平成19年2月16日付け事務連絡「重度訪問介護等の適正な支給決定について」

★3 令和6年3月10日付「厚生労働省 障害保健福祉関係 主管課長会議資料」のうち「社会・援護局障害保健福祉部 障害福祉課」作成資料の「8 訪問系サービスについて」115頁以下

9

2023年10月31日千葉地裁

「松戸市ALS介護保障訴訟」判決

10

賃金と社会保障

2024年2月下旬号

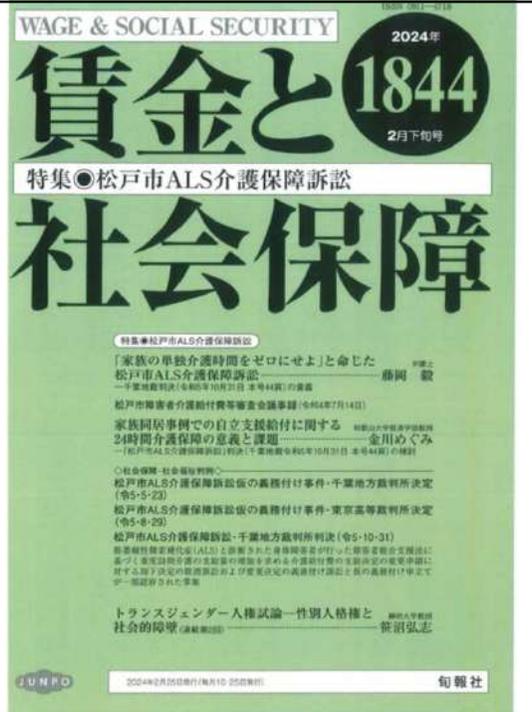
特集号

松戸市ALS

介護保障訴訟

判決文

金川めぐみ教授評釈
拙稿（藤岡解説）等



千葉県松戸に住む
ALS（筋萎縮性側索硬化症）の男性
（60歳・令和4年8月当時）

パパのそばが好きなぼく



12

2023年11月2日東京新聞 朝刊より



13

この判決の特徴

- 「家族の単独介護時間をゼロにせよ」と命じたこと
- 司法が行政庁に対して、独居事案・家族同居事案を問わず1日24時間の公的支援を初めて命じた確定判決であること
- 41歳の同居配偶者がいる事案において1日24時間公的支援を司法が命じたことで注目を集めた判決

14

原告の略歴

昭和36年9月に生まれ、平成9年から24年間サラリーマン。

平成30年にALS（筋萎縮性側索硬化症）の診断を受け、

令和3年9月症状の進行により退職を余儀なくされた。

15

妻の介護・家事・仕事等全ての負担集中状況

令和3年頃の状況

- 育児 3歳の長男の養育
- 介護 96歳の義母（令和4年2月逝去）
（認知症・末期がん・）の世話
- 家事全て（料理・掃除・洗濯もろもろ）
- 仕事（会計事務所アルバイト職員）

夫が病で就労不能である以上、妻が働くしかない

★★★ ↑
その上で ALSで常時痰の吸引等が必要な夫の介護！

16

上記全ての両立は不可能であり松戸市に令和元年
重度訪問介護の申請をした。

その支給時間の主な推移は次のとおり。

令和元年 8月 248時間/月 8時間/日

令和2年 6月 328時間/月 10時間36分/日

令和4年 2月 556.5時間/月 約18時間/日

3月 581.5時間/月 約18時間45分/日

24時間-18時間45分=5時間15分 不足

*介護保険の訪問介護ヘルパーは1日1時間9分支給
介護保険ヘルパー時間を考慮しても、約4時間毎日ヘルパー不在

17

妻の介護負担は限界を超えており、1日24時間介護支給をするように繰り返し求めてきたが、市は、「妻が毎日4時間程度介護することが可能だから認めない」と頑なに支給を拒んできた。



令和4年5月9日 自力交渉は不可能と思い藤岡に委任
令和4年5月30日 本件変更申請(月744=24時間/日)

(令和4年6月~令和5年5月を支給期間とするもの)

令和4年6月13日 自宅で勘案事項調査

令和4年7月14日 市町村審査会における意見陳述

令和4年8月 3日 本件却下処分

18

令和4年9月5日 千葉県知事に対する審査請求申立て

令和4年10月31日 千葉地裁へ提訴

令和5年5月23日 千葉地裁 仮の義務付け決定

月668.05時間（約21時間33分/日）給付を
松戸市に仮に命令

令和5年6月1日 令和5年6月～令和6年5月分の申請

令和5年7月7日付支給決定（令和5年7月～同6年5月分の支給決定）

月696時間（22時間27分/日）

19

令和5年10月31日
千葉地裁 本案判決

判決の結論（主文）

行政訴訟 原告勝訴

取消判決 = 勝訴

義務付け判決 = 勝訴

683.5時間/月 = 約22時間/日

（令和4年6月～令和5年5月の話）

国賠訴訟 = 敗訴

20

判決の理由 その1

妻は、重度訪問介護等が提供されない時間帯を中心に原告の介護を行っているだけでなく、幼少の子の養育や家事全般を担うとともに、生活費を確保するために週2日アルバイトとして就労しており、家庭の負担が全て妻に集中している状況にある。

加えて妻は介護の負担に起因して、椎間板ヘルニア…適応障害や抑うつ状態、緊張型頭痛、片頭痛を患い、指定難病であるIgA腎症にもり患している。

21

判決の理由 その2

原告の吸痰は、介護者において高い緊張感を伴うものであり、相応の精神的負担感を有するものであるから、心身ともに健康な状態でなければ円滑な対応をすることはできない。

…妻は子の養育や家事を含めた家庭の一切を負担しており、原告の数年にわたる介護負担の影響もあって心身ともに健常な状態ではなく、こうした状況のもとで、平均1日2.75時間であるとはいえ、妻単独での介護の状態の時間帯において、介護疲れ等により意図せず就寝してしまった結果、…適宜の吸痰の対応が行われななど、原告の生命が危険にさらされる事態が生ずる可能性が高い。

22

被告は、…妻の病状等を考慮し、妻は平均1日2.75時間の範囲で、原告の吸痰等の介護を行うことは期待できるとして本件却下決定をしている。

しかし、…被告は妻の心身の状況や介護負担等を十分に顧慮することなく、…皮相的な見方を前提とした主張…違法である。



痛烈な批判

23

判例史上大きな意義を持つ判示部分

本件却下決定時点における相当な重度訪問介護に関する支給量について検討するに、…原告の病態及び妻の介護状況等に照らせば、原告に対しては、基本的に1カ月744時間（24時間×31日間）に相当する重度訪問介護に関する介護支給量が認められるべきである。

*但し、併給に関しては問題が残された。

小論点A

「介護保険での訪問入浴時間・訪問マッサージ並びに医療保険での訪問リハビリの時間帯にも重度訪問介護を併給せよは、仮の義務付け決定においては否定されていたが本案判決では採用された。

他方、小論点B

「訪問診療・訪問看護の時間帯にも重度訪問介護を併給せよ」

は採用されなかった。

そのため、訪問看護時間と医師訪問時間の重度訪問介護は差し引かれた結果、介護保険ヘルパー1時間を考慮しても、あと約1時間介護給付は不足していた。

25

判決後の原告の状況（後日談）

令和6年

5月 呼吸困難➡救急搬送され即日に気管切開

7月上旬退院

松戸市の担当者が病院まで本人の状況を確認しに来てくれるなど **判決後、姿勢が180度変わった。**

「寄り添う姿勢」になったと感じる。

気管切開前の状況を前提に

月40時間増量され **月736時間の重度訪問介護決定。**

介護保険ヘルパー1日1時間があるので

ヘルパー介護1日24時間体制が確保された！

11月以降気管切開を前提に

更なる時間増を検討すると言ってくれている。

26

(後日談)の続き(妻より)

妻は随分精神的に楽になり、子どもの状態がイライラしていたのが改善された。

今思えば母親の精神状態が悪いと子どもに連動し、子どもも不安で不安定だったことがよくわかります。

今は、家族みんなすっかり安心して暮らせるようになりました。

ただ、夫は、気管切開で声を失い、その点の精神的なショックはあります。

コミュニケーション方法が視線入力はうまくいかないのので他の方法なども支援者とともに考えていきたい。

27

まとめ

法律により介護の給付が義務付けられているのは広い意味では国を含めた公権力であり、「家族に介護労働させるから公的介護給付をその分差し引く」などという安易な運用は誤りである。

本判例が、誤った行政庁の運用を糺し、全国で同様の事案で苦しむ人々を救済することを期待したい。

28

「時間かせぎ」 と責められたことはありますか？

サッカーのパス回し



「牛歩戦術」



「時間かせぎだ！」
＝フェアプレーではない、妨害だ、
という非難の言葉

文字盤でのコミュニケーション=妨害？



誰が言ったのか？

ALSや文字盤について
全く知らない人？



障害福祉課の職員

=ALS、文字盤について当然知っ
ておくべき人



いつ言ったのか？

窓口で業務妨害していた？



勘案事項調査

=本人のコミュニケーション方法
含め、生活状況を調査する場



文字盤でのコミュニケーション
=「時間かせぎ」という発想に、
申請者・その家族を「人」として見ない
役所の考え方が表れている

- ・申請者やその家族の置かれた状況を理解しようとしていない
 - ・支給量を減らす理由をどうにかして探そうとする
- 申請者は、離婚・家族との別居へと追い込まれた

時系列(ALS発症～2019年4月支給決定)

2015年6月	ALSの診断を受ける(子どもは5歳、3歳、1歳)
2016年12月	身体障害者手帳1級を取得
2017年5月	重度訪問介護支給決定(1月あたり50時間)
2017年10月	夜間就寝中のパイパップ使用開始
2018年4月	歩行は不可能な状態に
2018年5月	12～24時間/日の支給量を求める要望書を提出 →吉川市:申請書を交付せず、調査も行わず、変更決定をしなかった
	介護保障ネットに依頼
2019年1月	重度訪問介護変更申請(1月あたり704時間)
2019年4月	勘案事項調査(「時間かせぎですか」)
2019年4月	変更決定(1月あたり377時間)

時系列(気管切開～判決)

2019年5月	再度の変更申請(1月あたり704時間)
2019年7月	支給量を変更しない決定(1月あたり373時間)
2019年10月	気管切開を見越し、重度訪問介護変更申請(1月あたり704時間)
2019年11月	気管切開
2019年12月	重度訪問介護支給決定(1月あたり413時間)
2020年3月	審査請求
2020年6月	重度訪問介護支給決定(1月あたり413時間)
2020年10月	離婚
2020年11月	単身で近隣市へ転居(同市で重度訪問介護765時間の支給決定)
2021年9月	訴訟提起
2024年5月	さいたま地方裁判所判決

問題のある役所の行為と 裁判所の判断

要望書の「放置」

本人・配偶者の連名で
苦しい現状を伝えたい、
「助けていただきたい」と述べ
1日12～24時間への
増量変更を求める
要望書を提出した

吉川市長 中郷 恵人 様
吉川市 障がい福祉課 殿

市内伏見



重症訪問介護による介護時間数の増加に対する要望書

（要領の概要）

現住、主人はA150（筋萎縮性側索硬化症）を患っております。
衣服の着脱、食事、トイレ、車椅子への移乗などすべて介助が必要な状態です。
会話はほぼ出来ない状態のため、コミュニケーションは文字でタブレット端末で
行っています。
就寝時には呼吸器を安定させるためにバイパップを装着して寝ております。
進行性の難病のため徐々に家族の負担が増えています。
子供は日本人（長女8才 長男7才 二男4才）なので、子育て中心の生活です。
幼稚園、小学校の行事や主人がやっていた仕事を私が代わりにやっているため
家を支える事が出来ます。
小学校では役員を引当りしたので外出する回数も増えております。
毎日ヘルパーさんに来てもらっていますが、1人で家にいる時間もありません。
私自身、学校行事の参加、主人の仕事、子育てと余裕のない日々が多くなり
心身ともに参ります。
そのため、現在支給されている重症訪問介護時間数では足りない状態です。
障がい者と子育て世帯の家族が自立した生活を送れるように助けていただきたいです。
負担を軽減するためにも介護時間数の増加をお願い致します。

次の事項について要望いたします。



記

1日につき 12時間～24時間の重症訪問介護時間数を要望いたします。

要望書の「放置」(つづき)

3週間後、市が本人宅を訪問し
交付した回答書は

変更申請書とサービス利用計画
案を提出せよ、という内容。

変更申請書は交付されず、
勘案事項調査がされることもな
かった。

=「放置」と同じ



要望書の「放置」に関する さいたま地方裁判所の判断

「行政サービスとして不親切という評価はあり得るとしても」
申請書式を交付する義務があったとまではいえない

※単なる「不親切」で済まされてよいことではない！

2019年4月支給決定(373時間)

必要な介護時間数

- ・朝 2時間/日
- ・昼 3時間/日
- ・夕方 2時間/日
- ・夜 2時間/日
- ・就寝中 8時間/日
- 合計558時間/月

左記の時間数で足りるとした理由

- ・痰吸引等はなく人工呼吸器(バイパップ)の管理のみ
- ・褥瘡はなく就寝時の体位変換を行っていない
- ・週3回、各5時間程度は介護者なしで生活している
- 現状の「できていない」状況をもとに判断した

2019年4月支給決定(373時間)

配偶者が介護可能な時間数

- ・1日あたり8時間(就寝時)
- ・月の半分(15日)は可能
- 合計120時間/月
- 毎月、半分は、配偶者が徹夜して介護せよということ

2019年7月支給決定(373時間)

理由がきわめて不合理であることを反論し、再度の申請するも

吉川市は、同じ支給量による支給決定をした



2019年4月・7月支給決定に関するさいたま地方裁判所の判断

- ・24時間介護を要する状態にあったものとまでは直ちに認められない
- ・介護に要する肉体的負担及び精神的負担の程度は相対的に低かったとし、違法性を認めず。

※本人の状況、介護の負担に関する正しい理解をしていない！

2019年10月～ 気管切開を検討

呼吸状態の悪化により、いよいよ気管切開が必要となった

*それまで、医師から気管切開を勧められていたが、支給量不足により踏み出せずだった

必要な介護の増加

- ・声を出せないため、一層の付きっきりの介護が必要
 - ・気管切開孔の安全確保(異物混入防止、ガーゼ癒着防止など)
 - ・痰吸引
- 改めて24時間介護が必要であることをうったえ、変更申請

入院時の調査

- ・ナースコールのようなスイッチを使用できるという凝り固まった考え
- ・配偶者に「空いた時間」がないかを探るかのような質問
- ・家族介護の押し付け

「私がもし同じような、介護してもらわなきゃいけない立場にあったら、やっぱり家族にやってもらいたいかなって思うんだけども」

入院時の調査内容を伝える書面を提出

配偶者の発言

「いっばいっばいで、自分の中で。それこそほん
とに、ニュースで出てく
るような介護殺人とかあ
るよなって思っちゃう自
分もいて。ほんと紙一重。
自分だってあるかもしれ
ない。」



自宅訪問時の調査

- ・ナースコールのようなスイッチの導入を改めて促す
- ・本人の両親が介護可能かどうかを確認(支給量を減らせる事情を何とか探そうとする)
- ・あいかわらず「空いた時間」がないか、「空けられる」時間がないかを探るような質問(例:銀行窓口ではなくてATMで処理できないのか?など)
- ・深夜2時に痰吸引して睡眠をとった配偶者(6時に起床しなければならない)に対し「2時に本人を置いて寝ちゃうの?」と、配偶者を責めるような言い方

「本人を置いて寝ちゃうの?」

訪問時の調査内容を伝える書面を提出

配偶者の発言
 「これ以上、夫のことを嫌
 いになりたくない」
 「子どもたちにも嫌な空
 気を感じさせたくない」

高川市長 殿

令和元年10月10日付介護給付費申請に係る補充書面呈

申請者 〇〇〇〇
 申請者代理人弁護士 山田太郎
 同 代理人弁護士 佐田花子
 同 代理人弁護士 藤岡 敏
 同 代理人弁護士 藤澤誠吾

申請者の令和元年10月10日付介護給付費申請に対し、令和元年12月4日付で補充書面を提出しているが、同年12月13日に追加で実施された調査による調査において確認された以下の事柄からも、改めて、申請者によって1日24時間の常時介護が必要であることは明らかとなったものであるから、速やかに調査訪問介護1月当たり770.4時間の支給額を支給されたい。

1. 気管切開や痰吸引の進行に伴う事情変更

申請者は、本年11月22日、気管切開術を受けた。現状、しばらくは人工呼吸器を装着しないこととなっているが、気管切開や痰吸引の進行に伴う以下の事情変更により、常時のヘルパーによる介護がなければ、これまでに以上に、生命、身体、健康等に支障を及ぼすこととなる。

・痰の排出量は当該当初想定していた以上に多く、現状では1時間に2回程度の痰吸引が必要となっている。また、ヘルパーは、申請者とコミュニケーションを取りながら、観察時に分けてチューブを挿入したり、吸引部と口蓋の両方から吸引されることもあり、1回当たりの痰吸引には時間がかかる。痰吸引の頻度、量ともに多いため、チューブの挿入に用いる者の補充依頼も

3

2019年12月支給決定(413時間)

必要な介護時間数

- ・朝 2時間/日
- ・昼 3時間/日
- ・夕方 2時間/日
- ・夜 2時間/日
- ・加算時間数 433時間/月
(痰吸引が必要なため)
- 合計 744時間/月

1日24時間の常時介護が必要であることは認めました！

2019年12月支給決定(413時間)

配偶者が介護可能な時間数

- ・就寝時は介護しないことを前提とする
 - ・平日は8～9時間／日、休日は11時間／日、介護できる
- 介護負担は大幅に増えるのに、配偶者が介護しなければならない時間は2倍以上になるということ

(理由)

- ・長女は習い事に一人で行けばいい
- ・子どもたちが寝た後(午後10時～深夜0時)に介護可能 など

2019年12月決定に関する さいたま地方裁判所の判断①

・民法752条の夫婦間の扶助協力義務などを理由に、配偶者の介護可能な時間を考慮すること自体は許される

※非常に問題のある判断！

・とはいえ、本件では、配偶者が介護可能だったのは、せいぜい77.5時間(平日2～2.5時間、休日3.5時間)

・2019年12月支給決定は、配偶者の介護時間を「過度に控除した」ものであり、違法

・605.5時間／月を下回らない支給決定を義務付け

2019年12月決定に関する さいたま地方裁判所の判断②

- ・支給量不足について国家賠償責任が認められた初めての事案(介護保障ネット調べ)
- ・次の事項を理由にヘルパー派遣実費と慰謝料20万円が認められた
 - (i) 複数回にわたり、支給量について慎重に考慮されたいと伝えられていた
 - (ii) 3人育児の負担が非常に大きいことは一般常識
 - (iii) 同居の親族がいても700時間超の支給量が認められた事例は他の地方公共団体に一定数あり、市が調査すること可能
 - (iv) 状態が悪化したにもかかわらず、倍以上の時間が控除されている

「時間かせぎですか」発言に関する さいたま地方裁判所の判断

福祉課に属する職員の職責の重要性も考慮すると

「**重大な落ち度のある、あまりにも軽率な執務態度**によるものであったと評価されてもやむを得ない**強度の誹謗中傷的な発言**であったというほかない」

→市長名の文書の発出など慰謝の試みがされたことも考慮し、慰謝料5万円

第1 誹謗中傷を受けるに至った経緯

- 1 当事者
- Aさん（40代、男性）
- 障害名：脊椎骨端異形成症（関節変形や拘縮のため四肢重度麻痺）
- 2 訴訟に至る経緯
- （1）群馬県内で母親と生活（S50～R3.4）
- （2）母親癌のため短期入所（R3.5.2～R3.6.16）
- （3）所沢のグループホームに入居（H3.6.16）
- 「一人暮らし支援会」に相談し、所沢市内のグループホーム（サテライト型）に入居

第1 誹謗中傷を受けるに至った経緯

- （4）所沢市で一時的に一人暮らし（R4.1～）
- 所沢市は1日26時間（月806時間）の重度訪問介護を支給決定
- （5）R4.2.18 前橋市に823時間の重度訪問介護を求め申請。
- ⇒前橋市は月460.5時間（1日約15時間）を支給決定（理由なし）、審査会は月536時間を相当とするも職権で変更決定せず。個人情報開示請求をするも支給決定理由がわからない。
- （6）R4.4.11 前橋地裁に対し744時間/月の重度訪問介護の義務付けなどを求め訴訟提起
- ⇒訴訟を提起したことが報じられると、ネットの匿名掲示板で多くの誹謗中傷を受けることになった

第2 誹謗中傷の内容

- 「殺処分でいいやん」、「安楽死でいいじゃん」、
- 「生かしておく理由が無いなあ 一思いに殺してやれよ」、
- 「親が悪いな なんで殺しておかなかったんだろう 24時間寝返りもできないガイジとか死んでいいよ」、
- 「こういうゴミを秘密裏に処分する仕事があるなら就きたい 夜中の介護で延々と二酸化炭素を吸わせて窒息させるとかね」など
- 700件を超える投稿の多くがAさんに対する誹謗中傷であった。
- 障害を理由とする増悪表現であり、障害者に対するヘイトスピーチというべきものであった。

第2 誹謗中傷の内容

- なかには「植松～出番だぞ」、「植松の虐殺は最高だった」、「植松はやっぱり正しかったんか?」、「植松の事件で色々思う事が多くなった、安楽死って必要かもね」などと、相模原市内の障害者施設「津久井やまゆり園」で多くの障害者を殺傷した植松死刑囚を支持するような投稿もあった。
- 支援団体としても誤った優生思想がネット上で蔓延している状況に危惧を感じる。
- 自立生活を求める他の障害を有する方に萎縮効果を生じさせることにならないかという危惧もあった。
- ⇒発信者情報開示と損害賠償請求を行うことに。

第3 発信者情報開示手続き

- R4. 5. 9 匿名掲示板の海外の運営会社に対し、IPアドレスの開示を求める仮処分申し立て。
- R4. 5中旬 仮処分決定を運営会社に送付し、11件分のIPアドレスを取得し、プロバイダに対する発信者情報開示請求開始
 - ⇒複数の投稿者から謝罪と示談の申し入れを受ける。
- R4. 10 4件について発信者情報開示手続き訴訟提起
 - ⇒1件について任意開示されたため、訴訟取下げ
 - ⇒3件について判決に基づき氏名住所開示
- R5. 4 個人名を特定した2件について損害賠償請求訴訟

第4 前橋地裁令和5年12月8日判決

- 「殺処分でいいやん」との投稿について
- 「本件投稿は、原告の生命を著しく軽視するものであり、しかも動物に対して使用する言葉を用いるなど、極めて不当な表現方法で原告の人格を否定した誹謗中傷といえ、社会生活上許される限度を超える侮辱行為であることは明らか」として名誉感情侵害による不法行為を認める。
- 「短文で、1回であることなどを考慮しても、慰謝料額は60万円と認めるのが相当」と判断した。
- ⇒調査費用や弁護士費用を含め96万円の賠償を命じた。

第4 前橋地裁令和6年1月24日判決

- 「生かしておく理由がないなあ 一思いに殺してやれよ」との投稿について
- 名誉感情侵害による不法行為を認めた上、「原告の生存する意義及び人格的利益を否定する趣旨のものであること、本件投稿が障害者を差別するヘイトスピーチに該当するものであること、他方、本件投稿が短文であって、投稿回数が1回であること等を考慮して、慰謝料は50万円を相当と認める」
- ⇒弁護士費用を含め投稿者に60万円の賠償を命じた。

第5 判決の意義－1回、短文でも60万円－

- 侮辱的表現により侵害されるのは、自尊心やプライドなど被害者が自分自身に対して有する主観的評価（名誉感情）
- 名誉感情を侵害する侮辱行為が違法と評価されるのは「社会通念上許される限度を超える」場合に限られ（最判平成22年4月13日）、文言自体の侮辱性の程度、侮辱の文言数、投稿数、根拠や具体性の有無、経緯等の事情が総合的に考慮される（客観的外形的判断）。
- ⇒侮辱表現については違法と評価される場合は限定され、違法と認められても賠償額は1万円～20万円に止まることが多かった。

第5 判決の意義－1回、短文でも60万円－

- 違法と認定されにくい理由
- ⇒名譽感情については「内心の問題であり、個人差が大きい上、他人のいかなる言動によって名譽感情が害されることになるか、害されるとしてどの程度かという点についても個人差が著しく、他人から容易にうかがい知ることができない」（東京地判平成8年12月24日）
- ⇒障害者ヘイトであれば、1回、短文でも社会通念上許される範囲を超えることや、水準を超える賠償額となることが明らかとなった。
- ⇒名譽に関する主観的評価にとどまらず、個人の尊厳を侵害する誹謗中傷であったことや、誹謗中傷により絶望に追い込み平穩な生活を侵害したこと、不安や恐怖の惹起なども考慮したと思われる。

第5 判決の意義－障害者ヘイトを認定－

- とりわけ前橋地裁令和6年1月24日は「障害者を差別するヘイトスピーチ」を認定した上で、慰謝料増額事由に位置付けている。
- ⇒障害者に対するヘイトスピーチを認定した裁判例はこれまでなく先駆的な意義を有する。
- ⇒障害者に対するヘイトスピーチは短文かつ1回でも典型的に多額の賠償金になることを示したものであり、こうした法規範を示したことにも意義を認めることができる。

第6 障害者ヘイト撲滅のために

- 1 ヘイトスピーチの定義
- 「人種、出身国、民族、性別、性的志向、宗教、障害など、自ら主体的に変更することが困難な事柄に基づいて、個人または集団を攻撃、脅迫、侮辱し、もしくは他人を扇動する言論」
- 2 ヘイトスピーチの背景にある偏見
- 人種主義（レイシズム）、優生思想、女性蔑視（ミソジニー）などの偏見。一定の線引きを行って人の価値に優劣をつけようとするもの。平成8年に強制不妊術を定めた旧優生保護法は廃止されたが、「成果主義」や「能力主義」の名の下で、優生思想的な偏見は社会に残り続けたと思われる。

第6 障害者ヘイト撲滅のために

- 2 ヘイトスピーチの背景にある偏見
- 平成30年7月、ある国会議員が月刊誌で、同棲カップルを念頭に「彼ら彼女は子どもを作らない、つまり『生産性』がない、そこに税金を投入することがはたしていいのかどうか」と主張したことが話題に。
- ⇒生産性がないものには税金を投じる価値がないという偏見は、今回の誹謗中傷にも通じるもの。
- ⇒不合理な線引き（偏見）に基づくヘイトスピーチやヘイトクライムが許されないという社会規範を明確に示す必要性がある。

第6 障害者ヘイト撲滅のために

- 3 アメリカの法規制
- 2009年 ヘイトクライム防止法（連邦法）
- 「人種、肌の色、宗教又は国民的起源」や「性別、性的指向、性的自認、**障害を理由として、故意に人の身体を傷害する行為**」をヘイトクライムとして規制
- ヘイトクライムについては犯罪の等級を上げたり、裁判官が刑期を特別に延長できる。
- 偏見や偏見に基づくヘイトスピーチの先にヘイトクライムがある。
- ⇒人種主義や優生思想等の偏見を許さないという社会規範を示す上でも、ヘイトクライムの加重処罰には意味がある。

第6 障害者ヘイト撲滅のために

- 3 アメリカの法規制
- ヘイトクライム統計法（1990年）によりヘイトクライムに関する統計データが収集されており、発生件数が可視化されている。こうしたヘイトクライム法やヘイトクライム統計法は州法にも多くある。
- ⇒ヘイトスピーチに寛容と言われるアメリカにおいても、差別を許さないための立法が重ねられている。

第6 障害者ヘイト撲滅のために

- 4 その他諸外国
- イギリス、ドイツ、フランスなどでも一定の範囲でヘイトスピーチが処罰されている。
- ヨーロッパ諸国、アフリカ諸国、アジア太平洋諸国、南北アメリカ諸国でもヘイトスピーチ規制は一般的であり、「ヘイトスピーチ規制は世界の常識」とも言われることも。

第6 障害者ヘイト撲滅のために

- 5 わが国の法整備状況
- 平成28年5月、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」（ヘイトスピーチ解消法）が成立
- ⇒国や地方自治体に対しヘイトスピーチ解消に向けた施策を実施する責務が課されたが、同法が解消としようとする行為は、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動」のみ
- ヘイトスピーチやヘイトクライムを厳しく処罰する法律はない。
- 諸外国と同じように人種主義や優生思想などの偏見に基づく人権侵害や犯罪はわが国にも多くあったはずであり、我が国の取り組みは不十分であったと思われる。

介護保障ネット 12年間のあゆみ

介護保障を考える弁護士と障害者の会全国ネット

弁護士 長岡健太郎

1 「介護保障」とは

障害のある人が自分が住みたい地域で、自分らしい生活を送るために必要な介護を十分に受けられるよう確保する活動。

↓つまり、

障害者総合支援法上の障害福祉サービスとしての介護給付を必要なだけ受給できること。

公的介護を受ける権利

障害者が地域社会において障害のない人と平等に自己の選択する環境で安心して生活をする権利は、憲法を始めとした法律で裏付けられる。



2 めざすもの

障害者権利条約19条 ～自立した生活及び地域社会への包容～

「全ての障害者が他の者と平等の選択の機会をもって地域社会で生活する平等の権利を有することを認める」と確認。



その上で「国が障害者の権利を守るために必要な措置をとるべき」と明言。

障害者総合支援法 1 条

「障害者及び障害児が基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができる」ことが目的として明記された。

cf.障害者自立支援法

「自立した日常生活又は社会生活…」



**個人の尊厳にふさわしいとは言えない処分はし
障害者総合支援法の趣旨に反して違法になる。**

介護支給決定における個別即応の原則

「法は、障害者の個別勘案事項調査を基にいかなる支給量を定めるかにつき、各障害者ごとに個別に判断することを求めているものと解するのが相当である。」

↓ つまり、

障害者の事情は千差万別であり、介護保障は定型的・抽象的な枠で決めてはならず、個別ニーズに即した必要な支給量が保障されなければならないという原則

3 介護保障ネットの発足

2012年11月30日



弁護士会館での発足集会の様子

全国各地で介護保障を実現する

そのために、弁護士と支援者・
障害当事者がそれぞれ知識と力
を合わせて、行政と交渉する

介護保障ネットの活動スタイル

審査請求や取消訴訟・義務付訴訟の方法をとるのではなく、介護給付の申請をする段階から弁護士が代理人として市町村と交渉する。

↓ 俗に

「申請一発主義」と呼ぶ

「申請一発主義」の心得

- ① 説得力のある資料を提出する
 - ・ ヘルパーの介護日誌
 - ・ 写真や動画による報告書
 - ・ 医師の診断書
 - ・ ヘルパーの陳述書
 - ・ 家族の陳述書

申請一発主義の心得

②明確な理論武装をする

- ・ **障害者が介護を受ける権利の根拠**
- ・ **各論点に関する主張**
 - ・ 「見守り」時間の介護の趣旨
 - ・ 家族への介護強制の不当性
 - ・ 介護保険との併給調整

介護保障ネット12年間の成果

- ・ **全国各地で60名以上の方を支援。**
- ・ **47都道府県すべてで、24時間／日の支給量を達成（2017年11月）。**

最近の傾向・課題

- **深夜帯における常時介護**
 - ← **裁判例、国の通知、労働法制**
- **介護保険との関係**
 - ← **65歳問題、難病の場合は？**
- **却下決定への理由付記**
 - ← **単に理由を知りたいわけではない。**

「介護保障を考える弁護士と障害者の会 全国ネット」が支援してきた事件一覧

介護保障ネット結成以降～2024年8月までの受任事件

1	2012年1月	東京都D市	13時間(介護保険と合計16時間)	19時間(介護保険と合計22時間)実現		概ね解決
2	2012年6月	四国E市	17時間	24時間実現	脊損	解決
3	2013年2月	東京都F市	13時間	20時間	脳性まひ	終結
4	2013年3月	福岡県G市	22時間	24時間実現	脳性まひ	解決
5	2013年3月	四国H市	11時間(介護保険と合計14時間)	23時間(介護保険と合計24時間)	ALS	解決
6	2013年10月	京都府I市	行政から7時間に削減予告	24時間実現	脳性まひ	解決
7	2012年8月	北海道札幌市	11時間	2013年に17.5時間に増量	四肢麻痺等	鬼塚訴訟・最高裁で敗訴
8	2012年3月	香川県まんのう町	9時間		重度知的障害・結節性硬化症	
9	2012年5月	熊本県J市	17時間	24時間実現	ギランバレー症候群	解決
10	2012年8月	群馬県K市	16時間	18時間(生活保護と合計22時間)	脳性まひ	終結
11	2013年1月	東京都L市	16時間	21時間実現	筋ジス	2017年7月東京高裁判決
12	2013年8月	福岡県M市	12時間	24時間実現	脊髄性筋萎縮症	解決
13	2013年9月	東京都N区	17時間(介護保険と合計18時間)	24時間実現	ALS	集団交渉方式
14	2013年9月	鹿児島県O市	12.5時間	20時間と他人介護で24時間実現	筋ジス	解決
15	2013年9月	宮崎県P町	18時間(24時間から減額)		脳性まひ	審査請求棄却・終結
16	2013年9月	静岡県Q市	16時間	24時間実現	頸損・慢性呼吸不全	解決
17	2014年1月	静岡県R市	16時間	19.5時間実現(他人介護で24時間近い)	筋ジス	解決
18	2014年4月	愛知県S市	10時間(介護保険と合計12時間)	24時間実現	ALS	解決
19	2014年5月	福岡県T市	19時間		脳性まひ	終結
20	2014年8月	山形県U町	15時間	18時間と労災給付3時間で21時間実現	頸椎損傷	終結
21	2014年7月	徳島県V市	2時間	24時間実現	筋ジス	解決
22	2014年11月	山口県W市	10時間		脳性まひ	終結
23	2015年3月	山口県X市	介護保険のみ	24時間実現	ALS	解決
24	2015年5月	京都府Y市	8時間	24時間実現	難病	解決
25	2015年7月	富山県Z市	9時間	24時間実現	ALS	解決
26	2015年8月	鹿児島県A市	0時間	24時間実現	筋ジス	解決
27	2015年8月	兵庫県B市	16時間	2016年8月 却下決定	脳性まひ	理由付記に関して訴訟係属中
28	2015年8月	埼玉県C市	2時間	24時間実現	脳梗塞	解決・4周年シンポで基調報告
29	2015年11月	沖縄県D市	17.5時間	24時間実現	筋ジス	解決
30	2015年12月	埼玉県E市	母居宅4時間、娘ゼロ	親子で24時間実現	ALS母子	解決
31	2016年1月	東京都F区	12.5時間	24時間実現	ALS	解決
32	2016年1月	石川県G市	病院入院中(療養介護)・退院して自立生活を目指す	24時間実現	筋ジス	解決
33	2016年2月	東京都H区	24時間	行政からの削減予告への対応	脊髄性筋萎縮症	解決
34	2016年7月	大阪府I市	12時間	18時間実現	アナフィラキシーショックによる低酸素脳症等	終結
35	2016年9月	愛知県J市	5.5時間	約13時間実現		終結

36	2016年10月	静岡県K市	12時間	2017年8月 14時間に増量	脳性まひ	終結
37	2017年2月	宮城県L市	居宅介護8時間	24時間実現	筋ジス	解決
38	2017年3月	兵庫県M市	12時間	24時間実現	ALS	解決
39	2017年4月	長野県N町	介護保険のみ	24時間実現	ALS	長野地裁に訴訟提起・解決
40	2017年5月	徳島県O市	2.4時間	24時間実現	ALS	解決
41	2017年10月	東京都N区	22.5時間	24時間実現	ALS	集団交渉方式・解決
42	2017年10月	東京都N区	18.5時間	24時間実現	ALS	集団交渉方式・解決
43	2017年10月	東京都N区	17時間	21時間実現	脳性まひ	集団交渉方式・終結
44	2017年10月	東京都N区	16時間	24時間実現	知的障害	集団交渉方式・解決
45	2018年2月	群馬県P市	10時間	約23時間実現	ALS	終結
46	2018年5月	静岡県Q市	8.5時間	23時間実現	ALS	終結
47	2018年7月	埼玉県R市	1.5時間	13時間まで実現	ALS	訴訟係属中(他自治体へ転居し24時間実現)
48	2018年8月	石川県S市	7時間	21時間まで実現	ALS	解決
49	2019年3月	静岡県T町	約10時間	約23時間実現	脳性まひ	解決
50	2019年11月	岡山県U市	0時間	24時間実現	ALS	終結
51	2020年3月	東京都V区	17時間を6時間弱に削減された	24時間実現	知的と身体	終結
52	2020年9月	愛知県W町	6.5時間	24時間(761時間)実現	遷延性意識障	解決
53	2020年10月	東京都X区	280時間	484時間	脊椎損傷(交通)	終結
54	2021年1月	東京都Y区	0時間(施設入所)	24時間(759時間)実現	脳性まひ	終結
55	2021年3月	愛知県Z市	715時間から600時間に減らされそうになっている	24時間(755時間)実現	脳性まひ	終結
56	2021年5月	福岡県A町	318時間	24時間実現	関節リウマチ	終結
57	2022年1月	群馬県B市	0時間(施設入所)		脊椎骨端異形	訴訟係属→終結
58	2022年3月	埼玉県C市	6時間	24時間実現	ALS	終結
59	2022年7月	北海道D市	18時間		多発性硬化症	2人介護を求めて交渉継続中
60	2022年7月	静岡県E市	16時間	月1096時間実現	筋ジストロフィ	解決
61	2022年8月	東京都F市	20時間	24時間実現	脳性まひ	終結
62	2023年1月	東京都G市	約18時間	24時間実現	ALS	終結
63	2023年6月	東京都H市	0時間(施設入所)	24時間実現	脳性まひ	終結
64	2024年4月	東京都I区	月716.5時間		重症心身障害	常時2人介護を求め交渉継続中
65	2024年7月	秋田県J市	月539時間	24時間実現	脊髄損傷	終結

小平事例報告

Yさん 満額の支給量決定まで

令和6年11月23日
金子祥子

●本人について

- ・69歳（申請当時）
- ・居住地は東京都西部
- ・脳性麻痺による重度の四肢麻痺
- ・身体障害者等級1級、障害支援区分6、要介護5

●本件の問題点

- ・本人の居住地自治体では、支給基準により、65歳以上の新規申請者は、原則として重度訪問介護を利用できない運用となっていた➡交渉により満額の支給量を獲得

●力点をおいたこと

- ・申請書の別紙では、Yさんの障害に応じてどのような支援が必要か、どうして介護に時間がかかるのかを丁寧に説明した。
- ・支援者の方には、現在の一日のスケジュールのほか、宿泊体験時の記録や窒息時の対応方法など、Yさんの生活状況を細かく記録頂いた。
- ・自治体からの質問に対しては、記録や補充説明書を作成して対応した。
- ・支給基準の違法性は書面で主張を行った。

●時系列

令和5年

7月 自宅にて自宅介護のようすを撮影

8月 独居に向けた宿泊体験のようすを撮影（審査会までに、宿泊体験を継続して行う）

11月20日 支給量変更申請

令和6年

12～2月 追加説明を複数回にわたり行う

2月29日 審査会実施（立会不可）

6月上旬 受給者証（517時間）を受領する

6月 Yさんが一人暮らしを開始し、自治体に再度事情の説明

7月22日 受給者証（620.5時間）が届く

⇒Yさんの希望通りの支給量決定

秋田市が24時間介護を認めた事例

2024年11月23日

弁護士虻川高範（秋田弁護士会）

1 事案の概要

本人（40代女性）は、脊髄損傷により、胸部から下が麻痺し、日常生活の動作や活動にはすべて介護が必要であった（障害支援区分6）。養護学校卒業後、実家での家族介護を経て、障害者支援施設に入所していたが、地域での自立生活を希望し、令和4年から、秋田市内のアパートでの一人暮らしを始めた。本人は、1日24時間の常時介護を求めていたが、秋田市は、重度訪問介護月539時間の支給決定しか認めなかった。令和6年3月15日に秋田市に提出した介護給付費支給変更申請に対しても、秋田市の審査会は、じょくそう等の処置は医療による対応が必要、夜間の在宅不安の解消を求めている場合は施設入所が妥当、などと述べ、夜間を含めた1日24時間常時介護の必要性を否定した。

この間、本人は、「自立生活センターくらすべ Akita」の支援を受けて、24時間介護を受けていたが、夜間帯は同センターの持ち出してヘルパーを派遣していた。

2 相談と受任、申請、意見書提出

本人と同センターは、秋田市とも交渉を重ねていたが、上記の通り、変更申請も認められず、対応にも変化がないことから、介護保障ネットに相談。

6月17日、介護保障ネット（藤岡、長岡、坂本）と虻川、支援団体がzoom会議。7月1日、虻川が同センターで本人と面談。7月3日 zoom 会議。7月9日、虻川が藤岡、坂本、長岡らからレクチャーを受ける。本人、個人情報開示請求。7月18日、長岡、虻川が本人、センターと面談。本人の自宅にも訪問。7月25日弁護士団から、秋田市長宛受任通知提出。

この間、地元紙記者と地元のフリージャーナリスト三浦氏が本人らを取材。

7月31日、本人、センター、長岡、虻川が、秋田市障がい福祉課にて、変更申請及び申請に係る意見書を提出。課長と担当者が立ち合い。長岡が意見書の概要を口頭で説明。取材してきた地元紙記者と三浦氏も同席取材。→三浦記者

のサイトには同日掲載 <https://www.media-akita.jp/jiritu/>。地元紙は、後日（8月20日）社会面トップに掲載（別添）。

意見書には、本人の身体状況及び介護状況（夜間帯の介護内容を20分刻みで記録した表添付）、7月20日～22日の全日の介護内容の詳細、介助状況に関する写真報告書及び動画（いずれもセンター作成）を添付。

提出後、障がい福祉課担当者から、提出した詳細な介助記録の1週間分を提出してほしい、との連絡があったので、提出。同課担当者から9月5日の審査会にかけるとの連絡。

3 結果

9月11日付で775時間介護給付を認める決定。

→ 翌日の地元紙に記事（別添）

→ 三浦記者のサイト <https://www.media-akita.jp/kurashi2/>

4 成果と課題

当初、秋田市は、24時間介護を認めたら予算がいくらあっても足りない、などと言い、審査会でも、施設に入所したらいい、というような態度だったので、変更は容易ではないようにも見受けられた。それが短期間で申請が認められたのは、実際に持ち出して支援していた支援団体の詳細な介護記録（動画も）があったこと、地元紙に大きく記事が掲載されて担当者及び審査会も、慎重な判断が求められたことによるものと思われる。

障害あっても自立したい



ヘルパーから手を握ってもらう女性(左)

自治体の「重度訪問介護」

自治体が重度障害者向けに提供する障害福祉サービス「重度訪問介護」(重訪)を巡り、利用者が介護を受ける時間の拡充を求める事例が全国で増えている。秋田市でも市に24時間体制のサービス提供を求める身体障害者の女性があり、深夜に介護を受けられず体調を崩す恐れがあると訴える。「障害があっても自立した生活を営みたい」と希望する人に対し、行政がどう向き合うかが問われている。(佐藤優希)

重訪は、重度の身体障害や知的障害者に対する、自宅内や外出時の支援を総合的に行うサービス

秋田市女性 24時間利用訴え

ヘルパーが長時間にわたって食事や排せつ、入浴などを介助する。県によると、県内の利用者は52人、秋田市は19人(今年3月時点)。

秋田市の重訪利用者で、24時間体制のサービス提供を求めている女性は、脊髄損傷の影響で胸から下が全く動かせない。障害支援区分は最重度の6だ。重訪は2022年9月から利用し、日常のあらゆる場面でヘルパーの介護を受けている。

だが、深夜(午前0〜7時)は独りになる。市が認定した介護サービスの支給時間に限りがあるためだ。

市は、女性が介護を受けられる時間として月539時間を支給。ひと月31日として、1日17〜18時間になる計算だ。

女性は深夜に介護を受けられないことで、生活にさまざまな支障を来している。湯たんぼでやけどをしたり、便失禁をしても朝にヘルパーが来るまで不快なまま長時間待たたりした。

夜間に体位を変えられず、褥瘡(床ずれ)のリスクは常について回る。「命の危険を感じることもある。高齢の母に自立した姿を見せたい。そのために夜間の介護が必要」と訴える。

今年3月には、障害者の地域での暮らしをサポートする団体「自立生活センターくらすべAkita」(土崎港北)の支援を受け、24時間体制の介護を求めて月775時間の支給を市に申請。医師などで構成する審査会に諮られたが、認められなかった。

市障がい福祉課は「医療的ケアが必要かどうかなど一人一人の障害の状況に応じて審査会で決めている」とする。

女性はくらすべAkitaの支援で、今春から深夜帯の介護を受けている。体調が改善し、以前より熟睡できるようになった。だが、同団体の資金にも限りがあり、いつまでも続けられるわけではないのが実情。くらすべAkitaは「必要なことだが条件。当初は重度の肢体不自由の人を対象としていたが、2013年の障害者総合支援法施行で、重度の知的障害者や精神障害者にも広がった。厚生労働省によると、利用者数は全国で1万2458人(23年4月時点)」

重度訪問介護

重い障害のある人が自宅でするために必要な支援を受けられるように設けられた公的福祉サービス。1から6まである障害支援区分が4以上で、両腕、両足のうち2力以上にまひがあり、歩行や排せつに支援

すべAkitaの担当者「人として当たり前の生活を送ることができない状況だった。市は十分な介護の時間を確保してほしい」と求めた。

重訪を巡っては、24時間介護への拡充を求める動きが全国で増えている。千葉県松戸市の筋萎縮性側索硬化症(ALS)を患う男性が起した訴えでは、千葉地裁が昨年10月、市に実質

24時間の介護サービス利用を認めるよう命じた判決を下した。障害者の地域生活に詳しい東京家政大学の田中恵美子教授(55)「障害学Ⅱは『本人が地域での生活を希望しているなら、できる生活にするのが行政の役割』と逆行している。本人が望む生活を実現するために必要なサービスの支給決定を行うことが求められる」と指摘した。

支援者、市に意見書提出

秋田市に24時間体制の介護サービスを求めている女性の支援者が、サービス提供の必要性などをまとめた意見書を市に提出した。

提出したのは、重度訪問介護を巡る問題に詳しい兵庫県の弁護士(左)。



市の担当者に意見書を手渡す弁護士(左)

意見書では、女性は脊髄損傷によって自律神経に障害が生じており、布団や衣服の着脱による体温調節や、尿路結石防止のための十分な水分補給などが必要だと説明。健康維持にはヘルパーが常に見守る必要があると訴えた。

また、支給について審査する際は医療的ケアの有無だけでなく、利用者の事情を踏まえて適切に決定するよう市町村に求めた。厚生労働省の資料も盛り込んだ。

意見書は7月31日に提出した。対応した市障がい福祉課によると、9月上旬にも申請内容を審査会に諮る方針。

秋田魁新報 2024年09月12日付 秋田市

重度訪問介護 24時間体制に 市、要望受け拡充

自治体が提供する障害福祉サービス「重度訪問介護」（重訪）を巡り、秋田市に24時間体制での介護サービスを提供していた市内の女性が11日、市から要望を認める決定の通知を受けたことが関係者への取材で分かった。女性は深夜帯の介護も必要と訴え、介護を受けられる時間の増加を求めている。

関係者によると、女性は新たに月775時間の介護を受けられることが決まった。これまでは539時間で、ひと月31日として1日17～18時間しか介護を受けられず、深夜は1人で過ごしていた。

女性は脊髄損傷の影響で胸から下が全く動かせず、2022年9月から重訪を利用。しかし、湯たんぽでやけどをするなど、深夜に介護を受けられないことで生活に支障を来していた。今年7月、支援者とともに24時間体制のサービス提供の必要性などをまとめた意見書を市に提出した。

市障がい福祉課は秋田魁新報の取材に対し、「個別事案なので答えられない」としている。

女性を支援する「自立生活センターくらすべAkita」（同市）の担当者らは「（介護を受けられる）時間の増加は当然の判断。必要性がきちんと認められたのだと思う。市には今後も当事者に寄り添った柔軟な判断をしてほしい」と話した。

（佐藤優将）

出版本のご案内

支援を得てわたしらしく生きる！

24 時間ヘルパー介護を実現させる障害者・難病者・弁護士たち

「介護保障を考える弁護士と障害者の会全国ネット」編

(山吹書店) 2200 円 **ぜひ、ご購入下さい。**

支援を得てわたしらしく **でネット検索を**



カンパを募集しています！

「介護保障を考える弁護士と障害者の会全国ネット」は

皆様からのカンパ財源のみで運営されています

当会の活動の意義を理解頂ける方は下記口座に可能な額を
お振込みのほど宜しくお願い申し上げます。

カンパ振込先

みずほ銀行

神谷町（かみやちょう）支店

普通 No. 1 3 3 7 7 7 1

「介護保障を考える弁護士と障害者の会全国ネット」

【字幕表示について】

音声認識を併用して字幕を生成し、誤変換を修正しながら表示します。
画面上のほか、以下2種類の見る方法がございますので見やすい方法をお選びください。

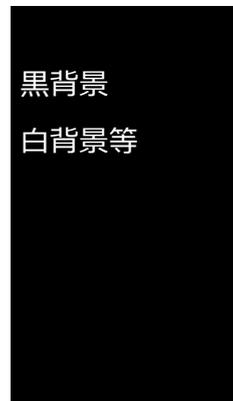
①「UDトーク」アプリで見る方法

(スマートフォン、タブレットにアプリのダウンロードが必要です)

QRコードを読み込んでください。



参考) iOS ではフルスクリーンで見られます。
「メニュー」→「フルスクリーン表示をする」
また「トーク設定」「フルスクリーン設定」で
表示方法をカスタマイズできます。



②ウェブブラウザで見る方法

以下のリンクをクリック(または、アドレスバーに貼付け)します。

ウインドウ枠の大きさを調整して(縦長、横長にする等)

Zoom 画面と並べてご覧いただけます。

画面左下の「全画面で表示」をクリックすると、発話枠なしで見られます。

<https://live.udtalk.jp/e94c6bf2c849e6bb030655f258231e95522869be28b7cc1a8626ad8a7dce3e46>



こちらをクリックすると
フォント等の調整ができます。